

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

## 【1】部落問題解決のための施策等の推進に関して

（1）大阪府「同和対策審議会」答申（府「答申」。2001年9月）から四半世紀が経過しようとしている。2002年3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法）」の失効以降、地域改善対策協議会「意見具申」（1996年5月）をふまえて、一般施策に工夫等を加えて部落問題解決のための施策（人権施策）を実施、推進されてきた。下記の諸点について基本見解等を示されたい。

- ①府「答申」をふまえた部落差別をなくす施策等の推進に関して、これまで実施されてきた施策等の効果測定が重要と考えるが、大阪府としての見解等を示されたい。

## （回答）

- 行政として、これまで実施してきた取組の進捗状況の確認や、効果検証を行い、様々な課題を把握することは重要であると認識しています。
- 大阪府においては、府同和対策審議会の答申に基づき、この間、府民に対する教育・啓発や、人権相談窓口の設置をはじめ、各部局において、各行政分野の一般施策実施に係る事業効果を確認しながら、取組を推進しているところです。
- 引き続き、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、更なる取組が必要であると考えており、今後とも、大阪府として同和問題の解決に向け、努力してまいります。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

## 【1】部落問題解決のための施策等の推進に関して

（1）大阪府「同和対策審議会」答申（府「答申」。2001年9月）から四半世紀が経過しようとしている。2002年3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法）」の失効以降、地域改善対策協議会「意見具申」（1996年5月）をふまえて、一般施策に工夫等を加えて部落問題解決のための施策（人権施策）を実施、推進されてきた。下記の諸点について基本見解等を示されたい。

②ご承知のように、地対財特法失効後、特別対策としての同和対策事業の改革により実施されてきた「総合相談」「人権相談（人権ケースワーク）」「進路選択」「地域就労支援」の4相談事業に関しては、補助金から交付金へと移行。以降「総合相談事業交付金」を活用した相談活動が、府内各基礎自治体で実施・展開されている。同和・人権行政の推進の観点から大阪府としてどのように評価等がされているのか明らかにされたい。

## （回答）

- 大阪府総合相談事業交付金は、住民の自立及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、市町村に対して交付しているものです。
- 大阪府としては、地域の実情を最もよく把握しており、住民に身近な市町村において行われる相談事業は、人権課題や生活課題等が複雑化・多様化している状況の下、課題の早期発見や整理、適切な専門相談機関との連携等により、相談者の自立を支援し、セーフティネットとして重要な役割を担っているものと認識しており、府内の人権行政の推進に寄与しているものと評価しています。
- 今後とも、市町村がこれまでの相談事業で培ってきた専門知識やノウハウをさらに高めつつ、住民ニーズに即して創意工夫を凝らした事業展開を図っていけるよう、参考となる取組み事例の情報提供を行うなど、市町村を積極的に支援してまいります。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

【1】部落問題解決のための施策等の推進に関して

(2)「大阪府人権教育推進計画（2022年9月改定版）」について

- ①「大阪府人権教育推進計画」を具体化した施策に関して、この間の成果と課題について明らかにされたい。あわせて大阪府の職員等を対象とする取り組み状況と課題等についても示されたい。

## （回答）

- 大阪府人権教育推進計画を具体化した施策として、これまで、幅広い世代の府民を対象に冊子やデジタル媒体を活用した啓発や、講座開催による学びの機会の提供など、様々な手法による人権啓発に取り組んできました。その成果として、平成27年度と令和2年度の人権問題に関する府民意識調査結果を比較すると、最も認知度の高い人権問題と低い人権問題の認知度の差が42ポイントから21ポイントへと縮まったことや、全般的に人権意識が高まっていることがわかりました。
- なお、令和2年度に実施した人権問題に関する府民意識調査結果から「人権問題によって認知度に差がある」、「人権上問題であるか否かの認識は、過去に人権学習を経験しているかどうかによって大きな差異が見られる」といった人権教育・啓発の課題が見えてきたことから、計画の推進に当たっては「人権教育のさらなる充実」、「指導者の養成及び活用」、「人権情報の効果的な提供」の3点に留意することとしています。
- 次に、府職員には、職階ごとの育成目標や研修内容、手法等について定めたカリキュラムを策定し、職員採用時から計画的に人権研修を実施してきました。豊かな人権感覚を身に付け、人権問題を的確に捉える能力・感性が公務員には特に必要であるため、様々な人権問題の背景や現状、課題についてさらに理解を促すことができるよう研修内容を充実することが課題であると認識しています。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

【1】部落問題解決のための施策等の推進に関して

(2)「大阪府人権教育推進計画（2022年9月改定版）」について

- ②政府「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が閣議決定されたが、「大阪府人権教育推進計画」の改訂（補強）にあたっての基本的考え方を示されたい。

## （回答）

- 大阪府人権教育推進計画は、国連や国の動向、府民ニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、3年ごとに推進計画の内容を点検することとしています。
- この考え方のもと、現在、人権局において、国の動向や府民のニーズ、法令・制度の変化等に関する情報収集を行っているところです。本年6月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」のほか、この間の人権をめぐる状況や今年度実施する人権問題に関する府民意識調査の結果も踏まえ、引き続き点検を実施し、改定について検討していくこととしています。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【1】 部落問題解決のための施策等の推進に関して</p> <p>(3) 部落差別解消にむけた施策等の推進に関して</p> <p>① 府内自治体も含めた人権研修（部落問題研修）の実施状況調査をふまえて、今後の課題等に関して、大阪府としての見解を示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府では、府職員及び府内市町村職員を対象に、昨年度、同和問題に関する研修を3回実施したところであり、その際、参加者に研修内容に関するアンケート調査を実施し、回答内容を取りまとめたところです。</p> <p>○ 結果については、「部落差別の背景について知ることができた。」や「差別事象を察知した際の対応を知ることができて良かった。」などの回答を得たことから、改めて重要な研修であると認識しており、非常に関心の高い研修であったと考えています。</p> <p>○ 昨年度実施した研修のアンケート結果から、同和問題に関する知識を広く身に付けることが課題であると認識し、職員になってからの研修受講が非常に重要になることから、今後とも、人権局主催の研修に加え、各部局や市町村での個別研修も含め、同和問題研修の実施を推進してまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>（要望項目）</p> <p>【1】 部落問題解決のための施策等の推進に関して</p> <p>（3） 部落差別解消にむけた施策等の推進に関して</p> <p>② 「大阪府人権問題に関する府民意識調査」が今年11月に予定されているが、今後の人権教育・啓発の在り方の基礎資料としていくために、調査結果の分析を深めることが重要である。学識者の参画による「検討委員会」を設置し、必要な予算措置を講じられたい。</p>
<p>（回答）</p> <p>○ 「人権問題に関する府民意識調査検討会」を設置した平成17年と22年の調査においては、調査の企画・設計等に関して助言・監修いただくとともに、委員それぞれの人権問題あるいは社会調査の知見に基づき、データを掘り下げて分析し、客観的な傾向を明らかにするとともに、今後の人権教育、啓発の内容や方法について具体的な提言を行っていただきました。</p> <p>○ また、平成27年度及び令和2年度の調査においては、人権問題に関する府民意識調査が、人権問題全般にわたり、人権教育・啓発施策の効果的な取組のための基礎資料を得ることを目的にしたものであることから、人権施策推進審議会の委員の意見を聴きながら、報告書をまとめました。</p> <p>○ 今回実施の調査に関しても調査結果の分析を深めるため学識者等の助言は必要と認識しており、前回調査と同様に大阪府人権施策推進審議会の委員から意見や助言を得ることにより対応することを検討しています。</p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>府民文化部 人権局 人権企画課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>（要望項目）</p> <p>【1】部落問題解決のための施策等の推進に関して</p> <p>（3）部落差別解消にむけた施策等の推進に関して</p> <p>③今後の同和・人権行政推進にむけた基礎資料とするために、当該自治体の協力を得ながら、隣保館活動（隣保事業）等に関する実態把握の実施を検討されたい。</p>
<p>（回答）</p> <p>○ 隣保館は、包括的な支援体制を構築するうえで、重要な役割を果たす機関であると認識しています。</p> <p>○ このため、包括的な支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくり）の観点から、様々な隣保館の事業内容を調査研究し、市町村へのフィードバックを通じて、隣保館が地域福祉の推進役としてさらに活躍できるよう機能強化に努めてまいります。</p> <p>○ <u>今後、福祉部で行う重層的支援体制整備事業に関わる隣保館の相談事業の調査研究の中で、仮に、人権侵害につながる差別事象があれば、必要に応じて、市町村に対して、助言や情報提供を行うとともに、市町村から報告があった事象をとりまとめて、差別事象集約会議や市町村主管課長会議に資料として提供してまいります。</u></p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（線なし部について回答）</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課（下線部について回答）</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【1】 部落問題解決のための施策等の推進に関して</p> <p>(3) 部落差別解消にむけた施策等の推進に関して</p> <p>④ 前述した両調査結果の分析等をふまえ、今日的な部落問題解決にむけた施策等の在り方に関して、同和問題解決推進審議会に諮らりたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府同和問題解決推進審議会では、これまでも、同和問題の解決に向けた取組を中心に、各委員の皆様から意見をいただいていたところでは。</p> <p>○ 前回の審議会では、事務局から国の「部落差別の実態に係る調査結果」及び府の「府民意識調査結果」を踏まえ、同和問題の解決に向けた大阪府の取組や、近年、顕在化しているインターネット上の差別的書き込みへの取組について説明を行い、委員からは今後の府の取組において参考となるご意見を頂戴したところでは。</p> <p>○ 今後とも、インターネット上の人権侵害を始めとした同和問題の解決に向けた取組を中心に、審議会の各委員の皆様から意見をいただきながら、施策を進めたいと考えています。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 人権局 人権企画課 人権擁護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【2】「情報流通プラットフォーム対処法（「情プラ法」という。）」を具体化した施策等の推進に関して</p> <p>①被害者への支援及び加害者への対応など「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「ネット上の差別解消条例」という。）」とも連動した普及啓発の充実に関して、大阪府としての基本見解を示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府では、インターネット条例に基づき、インターネットトラブル専門相談窓口「ネットハーモニー」を設置し、被害者や加害者への支援を行っています。また、出前授業等を通じた府民のリテラシー向上や、不当な差別的言動への削除要請・説示などにも取り組んでいます。</p> <p>○ 令和7年4月に施行された「情プラ法」により、プラットフォーム事業者には削除対応の迅速化や透明化が義務づけられました。</p> <p>○ 大阪府としては、インターネット条例と情プラ法の取組がともに進むことで、ネット上の人権侵害の解消が一層進むと考えており、今後もインターネット条例に基づく取組を着実に推進してまいります。</p> <p>○ あわせて、情プラ法やインターネット条例の内容についても、府ホームページ等を活用しながら、府民や事業者等に対し、わかりやすく、かつ効果的な周知・啓発に努めてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【2】「情報流通プラットフォーム対処法（「情プラ法」という。）」を具体化した施策等の推進に関して</p> <p>②「情プラ法」施行により、大手プラットフォーム事業者に対し個人が削除要請することが可能となったとはいえ、削除されなかったケースも多々出てくることも予想される。あらためて「削除を求める被害者」の相談・支援を強化するための方針を示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府では、インターネットトラブル専門相談窓口「ネットハーモニー」において、被害者からの相談に応じ、必要に応じた助言やプロバイダへの削除要請の支援を行っています。特に、不当な差別的言動に関する事案については、本府による削除要請の申出制度を案内するなど、相談者の状況に応じたきめ細やかな対応に努めています。</p> <p>○ 令和7年4月に施行された情プラ法により、大手プラットフォーム事業者には、被害者からの削除申出に迅速に対応することが義務付けられました。</p> <p>○ 大阪府としては、今後も「ネットハーモニー」において丁寧な相談対応を行い、相談者の不安に寄り添いながら、削除要請に関する助言や支援を継続してまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

【2】「情報流通プラットフォーム対処法（「情プラ法」という。）」を具体化した施策等の推進に関して

- ③削除されなかったケース等の集積へ、「ネットハーモニー」はもとより、府内各基礎自治体での人権相談とのネットワークにより取り組みを推進されたい。

## （回答）

- 大阪府では、インターネット上の不当な差別的言動等が疑われる事案として、ネットハーモニーや府内市町村等から通報を受けたものについては、対応の必要性を慎重に見極めたうえで、プロバイダ等に対する削除要請を行っており、その対応結果も含め、全ての事例を記録・集積しています。
- 今後もこうした取組を継続するとともに、削除要請に係る結果の分析を進め、国やプロバイダに対し、必要な要望や提案を行ってまいります。
- あわせて、削除要請に関する府内市町村との連携を一層強化する観点から、市町村職員を対象とした研修の実施や、ブロック別の人権相談主管課長・担当者会議等の機会を通じた情報共有や意見交換を行ってまいります。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

【2】「情報流通プラットフォーム対処法（「情プラ法」という。）」を具体化した施策等の推進に関して

- ④「情プラ法」に関する「違法情報ガイドライン」によれば、部落差別問題は「私生活の平穏」を脅かす問題としても位置づけられたと捉えている。大阪府として「私生活の平穏」を脅かし、部落差別を助長・誘発するおそれのある情報（投稿）とはどのような情報と捉えているのか、見解等を示されたい。大阪府同和問題推進審議会に諮って「部落差別解消にむけた削除指針（仮称）」の策定を検討されたい。府内市町村等によるモニタリング活動に役立てられたい。

## （回答）

- 大阪府では、「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」において、いわゆる同和地区の識別情報の摘示をはじめ、賤称語・蔑称の使用や、合理的な理由なく特定の属性をもつ人々の排除・排斥を扇動するような表現など、共通の属性を理由とした不当な差別的言動であって、人格権の侵害につながるもの全般を「不当な差別的言動に係る侵害情報」として明確に位置づけています。これらの情報については、インターネット条例に基づき、プロバイダ等への削除要請や、発信者への説示・助言を行っています。
- ただし、削除要請の判断に際しては、個別の事情を踏まえた慎重な検討が必要となる場合も多く、引き続き、事例の蓄積と検討を進めていくことが重要と考えております。
- 今後も、条例に基づく削除要請や説示・助言を着実に実施してまいります。また、新たな取組として、大阪府が削除要請を行った案件については、府内市町村と共有してまいります。

## （回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【2】「情報流通プラットフォーム対処法（「情プラ法」という。）」を具体化した施策等の推進に関して</p> <p>⑤被差別部落の所在地情報の摘示情報（偽・誤情報含む）が、インターネット上で流布されている現状等をふまえ、「部落差別を助長・誘発する恐れのある情報（投稿）」を禁止する旨を、「ネット上の差別解消条例」あるいは「大阪府部落差別に係る調査等の規制等に関する条例」の条文として明確に位置づけるよう検討されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 「部落差別を助長・誘発するおそれのある情報」につきましては、インターネット条例に基づき、削除要請や説示・助言の対象としております。また、その実施指針においては、いわゆる同和地区の識別情報の摘示が「不当な差別的言動に係る侵害情報」に該当することを明記しており、当該情報に関する案件については、すでに削除要請等の対応を行ってきたところです。</p> <p>○ 大阪府としては、実効性のある対応を推進することが何よりも重要であると考えており、引き続き情プラ法の運用状況や、事業者の対応を注視しながら、インターネット条例に基づく取組を、着実かつ適切に進めてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【3】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」具体化に関して</p> <p>①おおさか男女共同参画プランの改定にあたって、現行プランの指標に関して達成状況の概要等について示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」の策定に当たっては、令和6年（2024年）に実施した「男女共同参画社会に関する府民意識調査」の結果や、現行プランに基づき実施されてきた施策に対する評価結果及び有識者等から成る大阪府男女共同参画審議会でのご意見等を踏まえながら、検討を行っているところです。</p> <p>○ 府民意識調査によりますと、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」について、「聞いたことがなく内容を知らない」と回答した人は女性で65.9%、男性で73.0%となっています。</p> <p>○ また、配偶者等からの暴力、いわゆる「DV」被害を受けた方の53.4%が誰にも、どこにも相談しなかったと回答されており、現行プランの目標値である「DV被害を相談しなかった人の割合を30%以下にする」ことが達成されていない状況となっています。</p> <p>○ これらの調査結果から、「おおさか男女共同参画プラン」の認知度の向上に向けた啓発等の更なる取組や、DV被害を受けた方がためらうことなく相談し、必要な支援が受けられるよう、支援体制の充実・強化等を図っていくこと等が必要と認識しています。</p> <p>○ そこで、次期プランの策定に当たっては、上述の府民意識調査の結果や男女共同参画審議会でのご意見、パブリックコメントの実施による幅広い府民の皆様のご意見等を頂きながら対応してまいります。</p> <p>○ 今後とも、これまで同様、福祉部をはじめとした関係部局等と連携し、「おおさか男女共同参画プラン」や「DV防止基本計画」等の各計画に基づく諸施策の推進を通じて、人権尊重に対する意識が浸透した男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【3】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」具体化に関して</p> <p>②府内各自治体における「困難女性を支援する施策」等の推進にむけて、大阪府としてどのような支援や連携等を考えておられるのか。それぞれの地域の実情にあわせた施策が積極的に推進されるよう、その下支えとなる中間支援機関の整備など、物心両面での支援等を検討されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府としては、各市町村における施策の推進について、女性相談支援員の配置を促進するとともに、女性相談支援員育成のためのスキルアップ研修の実施や、府女性相談センターによる助言等の支援を行っています。併せて、各市町村へのヒアリングを通じて取組の工夫や好事例を把握し、その周知・展開など、市町村における困難女性への支援体制の整備等が円滑に進むよう働きかけを行っています。</p> <p>○ また、各市町村と民間支援機関との連携を促進するため、計画策定に際し実施したアンケート調査で把握した民間支援機関の一覧を情報提供しました。加えて、民間支援機関の交流会を実施し、相互の情報交換や横のつながりが構築できるよう支援しています。</p> <p>○ 今後も、市町村や民間支援機関と連携し、女性支援施策の推進に努めてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>福祉部 子ども家庭局 家庭支援課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

- 【3】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」具体化に関して
- ③「改正住宅セーフティネット法」の施行（2025年10月1日）により、「困難な問題を抱える女性」が住宅確保要配慮者の中に定義づけられることとなった。「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（セーフティネット住宅）」に登録された賃貸物件について「困難女性」の受け入れ可能となる物件が増え、必要な支援等が行われるよう、関係する者や団体・機関等に対して積極的に働きかけられたい。

（回答）

- 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度においては、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅（通称・セーフティネット住宅）として登録しています。これらセーフティネット住宅は、高齢者専用などのセーフティネット専用住宅を除き、すべての住宅確保要配慮者の方に入居いただけるものとなっています。
- 引き続き、セーフティネット住宅等の登録件数を増やしていくことで、改正法施行後においても新たに定義づけされた困難な問題を抱える女性を含めたすべての住宅確保要配慮者の方に入居いただけるよう、登録事業者、家主、居住支援法人などに対して改正法への理解啓発を行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

## （要望項目）

【3】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」具体化に関して

④性犯罪・性暴力被害者支援に関しては連携型支援が進められているところであるが、協力医療機関の拡充についての進捗状況を示されたい。

## （回答）

- 性犯罪・性暴力被害者支援については、令和7年2月の大阪府戦略本部会議において、ワンストップ支援センターを大阪府の責務として主体的に運営するとともに、運営形態についても、これまでの病院拠点型から、特定の病院に負担がかからない連携型に見直し、負担の平準化を図るため、協力医療機関の拡充に向けた取組を進めることを決定しました。
- 被害者支援にあたっては、産婦人科のほか、小児科や泌尿器科、外科、精神科など、様々な診療科のご協力が必要になることから、医療関係団体を通じ、幅広い医療機関に対し被害者への医療提供に関し協力をお願いを行うとともに、意向調査を実施しているところです。

## （回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 治安対策課  
健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【3】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」具体化に関して</p> <p>⑤女性支援相談員の養成講座受講内容にマイノリティ女性（高齢、障がい、ひとり親、部落、在日コリアン、在日外国人、アイヌ民族等）についての理解促進や配慮等についての研修内容を盛り込まれたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 女性をめぐる課題は複雑化、多様化しており、その背景もさまざまです。そのため、個々の女性に対する支援において、多様かつ複合的な課題や背景を理解することは、大変重要であると認識しています。</p> <p>○ 女性相談支援員の研修は、国が作成した研修により基礎的な制度等の知識を学ぶとともに、大阪府の実施する研修において実践的な支援手法を学ぶ構成となっており、いずれにおいても、多様な背景を理解することの重要性が前提とされています。</p> <p>○ 座学研修については、相談事例として数多い内容等に焦点をあててテーマを設定しておりますが、大阪府及び市町村女性相談支援員会議を定期的を実施し、より実践的な事例検討を行う中で、いわゆるマイノリティであることが背景となって困難な問題を抱えるに至った事例についても取り上げるなどしながら、多様な背景にかかる理解促進に努めてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>福祉部 子ども家庭局 家庭支援課政策企画部</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【4】教育分野に関する課題</p> <p>④この間、府立高校においてヤングケアラーに関する実態調査を実施されているが、分析等の結果から見えてきた課題等とともに、それらの解決にむけた取り組み方向について明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ ヤングケアラーに関する実態調査の結果、すべての府立高校に、世話をしている家族がいると回答した生徒がいることが分かっています。家族の世話をすることにより学業等にどのような影響を受けているかについては、各校においてスクールソーシャルワーカー（SSW）と協働しながら個別に事情を聞くこととしており、必要に応じて関係機関につなぐなど、個に応じた支援に努めているところです。</p> <p>○ 今年度より大阪府を7つのエリアに分け、各エリアに SSW が週4日勤務するSSW 拠点校を設置しました。拠点校のSSW が管轄エリアの学校を巡回訪問することで、学校が柔軟かつ即時的な支援に SSW を活用できる体制を構築しています。</p> <p>○ また、すべての生徒に必要な支援を届けていくためには、教育と福祉との連携を強化していくことが重要であると認識しており、これまでもヤングケアラーの支援等に関して情報共有等の取組みを行っているところですが、今後も福祉部との連携に一層努めてまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育庁 教育振興室 高等学校課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

## 【4】教育分野に関する課題

- ⑤ヤングケアラー問題やひきこもり、高校中退等の「子どもの貧困」に係る様々な課題に対応しつつ、全ての子どもを対象とした多様な学びをどのように保障されようとしているのか、大阪府教育庁としての見解を示されたい。

（回答）

- ヤングケアラーや貧困等に関わる児童生徒の状況により、学校への行きづらさにつながり、不登校となることが危惧されます。これらの課題によるものを含めた不登校に対する支援については、それぞれの子どもの状況やニーズを多角的に分析し、個に応じたものとするのが重要と捉えています。
- 大阪府教育庁としては、増加する不登校児童生徒への対応として、「不登校等対策支援事業」を実施し、子どもたちが教室に入りづらい際の居場所や、登校できない子どものいる家庭と学校をオンライン等でつなぐ拠点として校内に設置する「校内教育支援ルーム」に、支援員を配置するための補助等を行っており、今年度は、府内 253 の小中学校等を対象としています。この「校内教育支援ルーム」が学校における不登校支援の核として、スクールカウンセラー等の専門家と連携した相談体制や ICT を活用した学習支援など、社会的自立に向けた多様な支援を実施するとともに、不登校の未然防止や早期対応、継続的支援の取組みが学校現場で進むよう働きかけています。
- また、学校内外の機関とつながっていない不登校の児童生徒に対して、学びの機会の保障や、社会とつながる環境構築を目的として、今年度より大阪府不登校支援センター（通称：まいど）を設置しました。「まいど」では、通所による個別学習や集団で行う体験学習等に加えて、通所しない子どもを対象としたオンライン上でコミュニケーションを図るプログラムやイベント等も行います。加えて、本センターと市町村が運営する教育支援センターが連携し、互いに子どもを支える体制が構築されるようコーディネータ的な機能も担ってまいります。
- 府立高校においては、教室以外での学びのほか、ICT を活用した自宅や学校内外における居場所での学びなど、不登校生徒一人ひとりの実態に合わせた多様な学習環境の整備を進めてまいります。
- さらに、不登校を経験し、教育課程の特例を必要とする高校生にとって、学びにつながる選択肢の1つとなるよう、「学びの多様化学校」を令和8年度開校する予定です。そこでの指導・支援のノウハウを他の府立高校にも発信してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（線なし部について回答）

// 教育振興室 高等学校課（下線部について回答）

// // 高校改革は（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。